

笠間市鳥獣被害対策実施隊をご存じですか

笠間市では、イノシシによる農作物の被害地域が拡大していることから平成26年4月に、笠間市鳥獣被害対策実施隊を発足し、鳥獣害対策に取り組んでいます。

実施隊員の任務は、有害鳥獣捕獲のほか、鳥獣の生息状況、被害発生時期および場所の調査、鳥獣による被害防止技術の向上に関すること、年々減少する狩猟者の担い手育成など、多岐にわたっています。

年々、鳥獣被害が深刻になる中、この実施隊の任務は重要なものであり、これからの活躍が期待されています。

実施隊の捕獲活動実績

○平成26年度

- ・イノシシ…………… 78頭
- ・ハクビシン…………… 17匹
- ・カラス…………… 269羽

○平成27年度8月上旬現在

- ・イノシシ…………… 38頭
- ・ハクビシン…………… 10匹
- ・カラス…………… 135羽



捕獲活動前の打合せ

農作物の被害にあったら

○被害届

農作物等の被害を受けたら、農政課へご連絡ください。

○電気さくの購入補助

個人設置 購入費の1/4以内

共同設置 購入費の1/3以内

(限度額20,000円/人。ただし補助額に1,000円未滿が生じた場合は切捨てとする。)

※電気さくを地域ぐるみで設置する場合は、国の補助事業がありますので、お問い合わせください。

お守りください

- 有害鳥獣を捕獲するには、狩猟免許が必要です。
- 鳥獣の捕獲は狩猟期間しか捕獲できません。
- 狩猟期間中でも、保護区、特定猟具使用禁止区域(銃)での捕獲は原則禁止されています。
- 実施隊による有害鳥獣捕獲活動においては、保護区、特定猟具使用禁止区域(銃)での捕獲が認められています。

ご注意ください

今年になって、イノシシが通学路や住宅等へ侵入するなどの報告が寄せられています。イノシシを見かけた場合は、驚かせたり、捕獲しようとせずに、イノシシの視界から見えなくなるよう、できるだけ遠ざかってください。

被害対策について

鳥獣被害は、農家の生産意欲を減退させるなど、耕作放棄地の増加をもたらす一因となっており、特に山間部などでは重大な問題となっています。

農作物の被害は、実施隊による捕獲活動だけでは防ぐことができないのが現状です。

被害を防止するには、イノシシの餌となる不要な果実や野菜の処分、隠れ場所となるヤブの刈払いを行うなどの環境整備を実施してください。

その上で、電気さくなどの侵入防止さくの整備を実施した方が有効となります。

さらに、防止効果を高めるためには被害防止対策を地域ぐるみで取り組むことが大切です。

【問合せ】農政課(内線527)